

## 附

### 一 日米安保条約にいう「極東」の政府統一見解

#### ○岸内閣総理大臣の表明した見解

(衆・安保特委 昭35・2・26)

新条約の条約区域は、「日本国の施政下にある領域」と明確に定められている。他方同条約は、「極東における国際の平和及び安全」ということもいっている。

一般的な用語としてつかわれる「極東」は、別に地理学上正確に画定されたものではない。しかし、日米両国が、条約にいうとおり共通の関心をもっているのは、極東における国際の平和及び安全の維持ということである。この意味で実際問題として両国共通の関心の的となる極東の区域は、この条約に関する限り、在日米軍が日本の施設及び区域を使用して武力攻撃に対する防衛に寄与しうる区域である。かかる区域は、大体において、フィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であって、韓国及び台湾地域（注）もこれに含まれている。

新条約の基本的な考え方は、右のとおりであるが、この区域に対して武力攻撃が行われ、あるいは、この区域の安全が周辺地域に起こった事態のため脅威されるような場合、米国がこれに対処するため執ることのある行動の範囲は、その攻撃又は脅威の性質いかんにかかるのであって、必ずしも前記の区域に局限されるわけではない。

しかしながら、米国の行動には、基本的な制約がある。すなわち米国の行動は常に国際連合憲章の認める個別的又は集団的自衛権の行使として、侵略に抵抗するためにのみ執られることとなっているからである。またかかる米国の行動が戦闘行為を伴うときは、そのための日本の施設の使用には、当然に日本政府との事前協議が必要となっている。そして、この点については、アイゼンハウア大統領が岸総理大臣に対し、米国は事前協議に際し表明された日本国政府の意思に反して行動する意図のないことを保障しているのである。

（注）「台湾地域」は、「中華民国の支配下にある地域」とされていたのを、昭47・

11・2 衆・予算委 田中総理大臣答弁において変更したもの。

### 二 日米安保条約上の事前協議

（国会議員に提出したもので、国会に提出したものでないが、委員会の審議では引用さ

れている。)

(昭43・4・25 外務省)

日本政府は、次のような場合に日米安保条約上の事前協議が行われるものと了解している。

(一) 「配置における重要な変更」の場合

陸上部隊の場合は一個師団程度、空軍の場合はこれに相当するもの、海軍の場合は一機動部隊程度の配置

(二) 「装備における重要な変更」の場合

核弾頭及び中・長距離ミサイルの持込み並びにそれらの基地の建設

(三) わが国から行われる戦闘作戦行動（条約第5条に基づいて行われるものと除く。）のための基地としての日本国内の施設・区域の使用」

### 三 非核三原則における核兵器の定義

(質問主意書・答弁書)

(昭50・1・10 対檜崎弥之助・衆)

非核三原則にいう「核」とは核兵器を指し、核兵器とは、原子核の分裂又は核融合反応より生ずる放射エネルギーを破壊力又は殺傷力として使用する兵器をいうと考える。

### 四 核装備軍艦の領海通航に関する政府見解

(一) 宮澤外務大臣の表明した見解

(参・内閣委 昭49・12・25)

一般国際法上の外国軍艦の無害通航の問題に関して政府が昭和43年領海条約加入の際明らかにした立場、すなわちポラリス潜水艦その他類似の常時核装備を有する外国軍艦による我が国領海の通航は、領海条約第14条4にいう無害通航とは認めず、したがって、原則としてこれを許可しない権利を留保するとの立場には変更はない。

日米安保条約の下において、米国軍艦は、一般的には同条約及び関係取締の規定に従って自由に我が領海通航を行うことを認められているところ、核の持込みが行われる場合はすべて事前協議が行われることとなる。

(二) 三木外務大臣答弁

(衆・外務委 昭43・4・17)

○小泉委員 領海及び接続水域に関する条約の質疑の過程において、次の三点が明らかにされたと思いますが、なお外務大臣に確認を求みたいと思います。

一、外国軍艦の領海の通航については、第16条4にいうところの、公海の一部分と公海の他の部分または外国の領海との間における国際航行に使用される海峡の場合を除き、政府は事前通告制度を考慮すること。

二、ポラリス潜水艦その他類似の常時核装備を有する外国軍艦のわが領海の通航は、第14条4にいうところの、沿岸国の平和、秩序または安全を害しない無害通航とは認めない。したがって、原則としてこれを許可しない権利を有する。

三、本条約は戦時には適用されない。

右の三点を確認しておきたいと思いますので、外務大臣にあらためて所見を伺っておきたいと思います。

○三木国務大臣 第一点については、事前通告制度をこれを実施するよう考慮いたします。

第二点については、ポラリス潜水艦その他核兵器を常備しておる軍艦の航行は無害通航とは考えない。原則としてこれを許可しない権利を留保したいと思います。

第三点については、この条約は戦時には適用されない条約であると考えております。

### (三) 国際海峡の通行と非核三原則に関する小坂外務大臣答弁

(衆・外務委 昭51・10・27)

○小坂国務大臣 …非核三原則の問題につきましては、わが国の権限の及ぶ限りにおきまして非核三原則を堅持すべきことはもとよりであります。海洋法会議において国際航行に使用される海峡につきまして特別な航行の制度が認められる場合には、この問題もかかる国際的な制度に従って対処すべきものと考えております。

### (四) 質問主意書・答弁書

(平18・12・20 対福島みずほ・参)

一の1から9まで、11及び12並びに二の1について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号。以下「日米安保条約」という。）並びに日米安保

条約第6条の実施に関する交換公文いわゆる藤山・マッカーサー口頭了解上、核装備を有する米艦船の我が国領海の通過を含め、いかなる核兵器の我が国への持込みも事前協議の対象である。核兵器の持込みについての事前協議が行われた場合には、政府としては、常にこれを拒否する所存である。したがって、政府としては、非核三原則を堅持するとの我が国の立場は十分確保されると考えている。…

#### (五) 質問主意書・答弁書

(平22・10・12 対佐藤正久・参)

##### 一について

菅内閣としては、核弾頭搭載ミサイルを積載した艦船の我が国領海の通航は、無害通航とは認められないと考えている。

##### 二について

菅内閣としては、非核三原則の下で、核兵器の我が国への持込みは認めておらず、核弾頭搭載ミサイルを積載した艦船の我が国領海の通航についても、このような考え方の下、同原則を堅持する方針である。

#### 五 「戦闘作戦行動」に関する政府統一見解（高島外務省条約局長答弁）

(衆・沖特委 昭47・6・7)

(一) 事前協議の主題となる「日本から行われる戦闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用」にいう「戦闘作戦行動」とは、直接戦闘に従事することを目的とした軍事行動を指すものであり、したがって、米軍がわが国の施設・区域から発進する際の任務・態様がかかる行動のための施設・区域の使用に該当する場合には、米国はわが国と事前協議を行う義務を有する。

(二) わが国の施設・区域を発進基地として使用するような戦闘作戦行動の典型的なものとして考えられるのは、航空部隊による爆撃、空挺部隊の戦場への降下、地上部隊の上陸作戦等であるが、このような典型的なもの以外の行動については、個々の行動の任務・態様の具体的な内容を考慮して判断するよりほかない。

(三) 事前協議の主題とされているのは「日本国から行われる戦闘作戦行動のための基地としての施設・区域の使用」であるから、通常の補給、移動、偵察等直接戦闘に従事することを目的としない軍事行動のための施設・区域の使用は、事前協議の対象とならない。

## 六 「施設及び区域」の意味

(昭48・3・12 外務省)

- 一 安保条約、地位協定上「施設及び区域」そのものに関する定義は存在しないが、その内容は「建物、工作物等の構築物及び土地、公有水面」をいうものと解され、「施設及び区域」の扱いに関する運用は、昭和27年以来一貫して右のような解釈に即して行われている。
- 二 地位協定第2条第1項(a)第3文の規定は、「施設及び区域」の概念には、当該「施設及び区域」の提供時に現存する設備、備品及び定着物であってその運営に必要なものが含まれるとの趣旨を述べたものであるが、右の「設備、備品及び定着物」とは、建物、工作物、土地等に備え付けられ、又は附着する物を言うものであって、建物、工作物等が「施設及び区域」そのものであることは、前述のとおりである。

## 七 地位協定Ⅱ4(b)の期間についての政府統一見解

(衆・予算委 昭46・2・27)

○中曾根国務大臣 第2条4項(b)に該当しますのは、要するにわがほうが管理権を持ちまして、わがほうの責任において管理する、しかし一定期間を限って臨時に米軍に使用を認める、わがほうが主であって、臨時に認められる米軍のほうは従でありあるいは客である、こういう関係で使用を認めるという態様であります。そこで、今まで行いましたケース等を全部検討いたしまして、大体第2条4項(b)の解釈は次のようなものであろう、こういうことでございます。

地位協定第2条第4項(b)でいう「一定の期間を限つて使用すべき「施設・区域」とは、米軍の恒常的な使用が認められる通常の施設・区域(2条1項(a))及び日本側が臨時に使用できる施設・区域(2条4項(a))とは異なり、日本側のものではあるが、米軍の使用が認められ、その使用する期間が何らかの形で限定されるものをいうが、かかる施設・区域としては、実情に即して考えるに、一応次のとぎものがあげられる。

- (一) 年間何日以内というように日数を限定して使用を認めるもの。
- (二) 日本側と調整の上、そのつど期間を区切つて使用を認めるもの。
- (三) 米軍の専用する施設・区域への出入のつど使用を認めるもの。
- (四) その他、右に準じて何らかの形で使用期間が限定されるもの。

右のごとく、使用期間を限定する方法については、当該施設・区域の態様、使用のあり方、日本側の事情等々により必ずしも一定せず、個々の施設・区域ごとに具体的に定めるしかないが、いずれにせよわがほうの施設を米軍に臨時に使用させるという二4（b）施設・区域の本質のワク内で合理的に定めていく考え方であります。

## 八 日米安保条約上の隨時協議と核の問題についての政府見解

### ○竹下内閣総理大臣の表明した見解

（衆・予算委 昭63・2・6）

第4条に定める随时協議の下では、第6条の交換公文に定める事前協議制度の対象として米側の義務とされている具体的な三つのケース以外の条約の実施に関する問題について、核の問題も含めて、米側と協議を行うことができる。ただし、現時点において我が国政府としては、日米間の確固たる信頼関係に鑑み、核の問題について米側に協議を申し入れる意思はない。

/